

## 教師認定に関する細則

(新規加盟校特例)

### 第1条

資格試験実施規定第15条(その他)の試験の実施に関し、理事長が必要と認めるものとして、教師認定において、以下の条件の場合は、特例として理事長決裁として認める。

1. 新規加盟校においては、協会認定試験の実施等、本協会教師の認定を急ぐ必要性から、加盟当初のみ「教師認定申請書」(教師認定に関する細則一様式1)または「学校付け限定教師認定申請書」(教師認定に関する細則一様式2)による申請を受理し、承認後、本協会主催の講習会、所属する中央委員会等に参加することを条件に正式に認定を行う。
2. 訓練士(他団体等で1等訓練士以上の資格水準、且つ3年以上の実務経験のある者)及び獣医師などは、学科、実技ともに教師レベルに達しているものとして、資格試験は免除するが、本協会主催の講習会、所属する中央委員会等に参加することを条件に認定を行う。
3. 上記1.2.以外にやむを得ない事情があり、理事長が必要と認めた場合は、特例として認める。

(学校付け限定教師)

### 第2条

ライセンス試験において、加盟校学生を合格へ導く教師を増やすことを目的とし、資格試験実施規定に定める教師とは別に、学校に所属している職員を対象とした学校付け限定教師を、下記の通り定める。

1. 加盟校は、教師認定または学校付け限定教師認定を選び、申請することができる。
2. 学校付け限定教師認定を申請する場合は、「学校付け限定教師認定申請書」(教師認定に関する細則一様式2)をもって申請する。
3. 本協会は加盟校からの申請を受理し、中央委員長、担当理事、理事長の承認後、本協会主催の講習会、所属する中央委員会等に参加することを条件に正式に認定を行う。
4. 認定後発行される学校付け限定教師ライセンスは、個人に付与されるものではなく、加盟校に付与されるものとする。
5. 学校付け限定教師が担当できる本協会実技試験は、自校の初級のみ担当することができる。
6. 学校付け限定教師の登録料は、認定期間中1名につき10,000円(税別)とし、認定期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
7. 学校付け限定教師の認定を、認定期間中に受けた場合であっても、登録料の月割り・日割

りはないものとする。

8. 加盟校は、学校付け限定教師として認定された職員が退職した場合、代替教師として新たな職員を推薦することができる。代替教師を申請する場合は、「代替教師認定申請書」（教師認定に関する細則—様式 3）をもって申請する。また、新たな職員が認定された場合は、前職員の在任期間までは新たに登録料はかからない。但し、新たな職員を推薦することができなかつた場合であっても、登録料の一切の返金はないものとする。
9. 学校付け限定教師ライセンスを持つ職員が退職する場合、職員は、理事長の承認をもって個人に付与される本協会永久教師ライセンスに切り替えることができる。切り替えを申請する場合は、「資格証書切り替え申請書」（資格試験実施規定—様式 3）をもって申請し、承認された後の登録料は資格試験実施規定に準ずる。
10. 学校付け限定教師として推薦する職員の条件を下記の通り定める。
  - ①本協会の個人会員であること。
  - ②職種に該当する本協会公認ライセンスのいずれかを有すること。
  - ③非常勤ではない学校職員であること。
  - ④認定後、本協会主催の講習会、所属する中央委員会へ参加すること。
  - ⑤教職の業務経験がある職員であることが望ましい。
11. 加盟校（指定校・推薦養成校）が次のいずれかに該当する場合には、学校付け限定教師の認定を取り消しする。
  - （1）任意に退会したとき
  - （2）本協会の定款その他の規則に違反したとき
  - （3）本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
  - （4）その他取り消しすべき正当な理由があるとき。

なお、取り消しが決定した時点で本協会は、ライセンス発行管理簿から当該会員を抹消する。

#### 【付則】

この細則は、2009年4月1日より施行する。

#### 【改定】

2018年4月1日改定（第2条追加）

2021年2月1日改定（第11条追加）